

午前 午後 時 分 受領

婚姻届

令和 年 月 日 届出 (あて先)

消せるボールペンで書かないでください。 補記事項(有・無)

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 第 号					
送付 令和 年 月 日 第 号	長					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

住所を定めた年月日 (記入の必要はありません。)

S H R 夫

S H R 妻

届書中 字加入 字消除

署名

署名

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	氏名	氏名	氏名	氏名
(2) 住所	昭和 平成 年 月 日		昭和 平成 年 月 日	
	番地...番...号 (方書き...アパートやマンション等の建物の名称)		番地...番...号 (方書き)	
(3) 本籍	番地...番...号		番地...番...号	
	筆頭者の氏名		筆頭者の氏名	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	父	続き柄	父	続き柄
	母	男	母	女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	養父	続き柄	養父	続き柄
	養母	養子	養母	養女
(5) 同居を始めたとき	昭 和 令 和 平 成 年 月 日 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)			
(6) 初婚・再婚の別	夫 (死別 昭 和 平 成 令 和 年 月 日 初婚 再婚 離別)		妻 (死別 昭 和 平 成 令 和 年 月 日 初婚 再婚 離別)	
(7) 同居を始める前の夫婦のそれぞれのおもな仕事と	天 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯			
	天 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯			
(8) 夫妻の職業	天 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	天 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
その他	天 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯			
	天 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(国勢調査の年 令和7年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)				
夫の職業		妻の職業		
届出人署名 (※押印は任意)	夫 印		妻 印	
	□前婚確認済 ()		連絡先 電話 () - () 自宅・携帯・勤務先・その他 ()	

記入の注意

【お願い】戸籍届出の際に窓口にお越しの方の本人確認を行いますので、運転免許証やパスポートなど本人が確認できるものをお持ちください。

- ◎鉛筆や消えやすい(消せる)インクで書かないでください。 ◎文字は、略さず正確に書いてください。
- ◎この届書は、土・日曜日や祝日でも提出することができます。(この場合、宿直等で取り扱いますので、事前(役場の執務時間中)に戸籍担当係で届書の記載内容の確認をしておいてください。)
- ◎この届書は、届出人の本籍地・所在地のいずれかの市区町村役場に提出することができます。
- ◎届書は福岡市の区役所・出張所に提出する場合1通で結構です。
- ◎外国人の方の届出については、必要書類等を提出される市区町村役場にあらかじめお尋ねください。
- ◎証人は、必ず成年者2名必要です。

証人	
署名 (※押印は任意)	印
生年月日	明治 昭和 大正 平成 年 月 日
住所	番地...番...号 (方書き...アパートやマンション等の建物の名称)
本籍	番地...番...号

署名は必ず本人が自署してください。

- 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。 1 台湾 2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
- ◎実父母の氏名を書いてください。
- ◎養子縁組をしている場合は、養父母の氏名を書いてください。
- ◎□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。 ◎戸籍の筆頭者でない方が、外国人の方と婚姻する場合は、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。
- ◎再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。 ◎内縁のものはふくまれません。

この用紙のみ切り離して提出してください。

※本人確認欄(記入の必要はありません) □同日異動届出有り □夫 □妻

夫 不受理 有・無 検 担当 氏	妻 不受理 有・無 検 担当 氏	使者 氏名:
(No) 要	(No) 要	住所:
免・パ・個・在 保険証・年金・口頭	免・パ・個・在 保険証・年金・口頭	免・パ・個・他 ()
他 () 不要	他 () 不要	

◎届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎署名は婚姻前の氏名で必ず本人が自署してください。

◎平日の昼間(役場の執務時間中)に連絡の取れる電話番号をお書きください。

住民異動届について

- ◎住所が変わる方は、別途平日受付時間内に、住民異動届(転入届・転居届・世帯変更届など)の手続きが必要となります。
- ◎市外からの転入の場合は、旧住所地の市区町村役場から「転出証明書」を取り寄せて新住所地の区役所・出張所で転入届をしてください。
- ◎福岡市内間の異動は、新住所地の区役所・出張所だけで届出ができます。(転出証明書は必要ありません。)